

あやの台北部用地（第1次事業）



▲あやの台北部用地（令和4年7月現在）

事業概要

事業主体	橋本市
所在地	橋本市隅田町山内、平野、真土の一部
開発面積	約95ヘクタール
分譲面積	約34ヘクタール
分譲区画	15区画
整備内容	企業誘致用地、調整池、公園 など

事業のスケジュール（年度別）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
環境影響評価	[Progress bar]									
実施設計		[Progress bar]								
造成工事など				[Progress bar]						
各種法令手続き							[Progress bar]			
分譲										[Progress bar]

あやの台北部用地への企業進出による 想定効果（令和6年度以降の見通し）

あやの台北部用地15区画へ企業が進出した場合の本市への効果（従業員数、年収等）について、既存工業団地である紀北橋本エコヒルズで操業している企業の投資額、従業員数などを基に令和6年度以降の見通しを算出しました。

①従業員数と新規地元雇用者数
従業員数は470人で、そのうち、新規地元雇用者数は260人となります。

②企業誘致の効果
用地分譲開始の令和6年度から令和15年度の10年間で、年収（固定資産税（都市計画税含む））と奨励金支出額を比較した場合のあやの台北部用地への企業進出による効果は、約4億円となります。

詳しくは、以下の表のとおりです。進出企業への奨励金支出で単年度収支が赤字となる時期もありますが、累計では黒字となっています。また企業進出した場合、固定資産税以外にも法人市民税を納めることになるため、企業誘致による効果はさらに大きくなる見通しです。

令和6年度以降の見通し

令和15年度で、企業誘致の効果を約4億円と想定

(単位：千円)

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
税収効果(固定資産税など)	単年	0	55,738	69,056	297,193	332,894	313,659	289,303	273,859	263,596	244,806
	累計	0	55,738	124,794	421,987	754,881	1,068,540	1,357,843	1,631,702	1,895,298	2,140,104
奨励金などの支出	単年	0	41,803	51,792	49,500	88,922	122,207	255,714	428,680	446,051	230,554
	累計	0	41,803	93,595	143,095	232,017	354,224	609,938	1,038,618	1,484,669	1,715,223
企業誘致の効果	単年	0	13,935	17,264	247,693	243,972	191,452	33,589	▲154,821	▲182,455	14,252
	累計	0	13,935	31,199	278,892	522,864	714,316	747,905	593,084	410,629	424,881

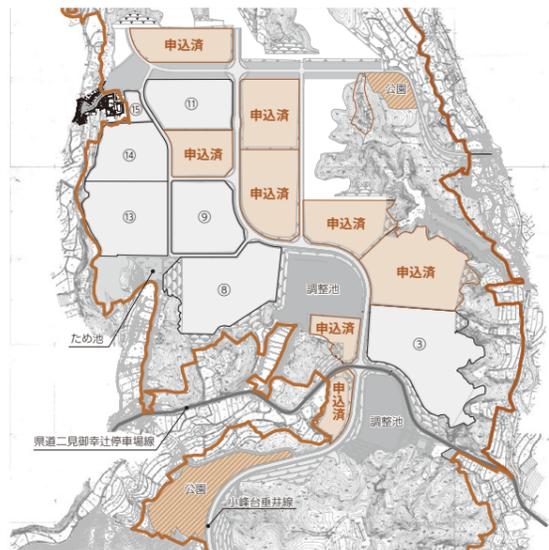
令和2年度から造成工事を開始

あやの台北部用地開発事業は第1次・第2次の2期計画とし、開発用地の南側（開発面積約95ヘクタール）を第1次事業として令和2年度から造成工事に着手しています。造成工事では、企業誘致用地の整備や調整池の整備を行なっています。その他にも、工業団地内の道路や上下水道施設などのインフラ工事および2カ所の公園を整備します。土地の引渡しについては、令和6年12月を目標に、早期に工事が完了するよう取り組んでいます。

なお、事業費は約85億円を見込んでおり、国などの補助金を活用する

誘致活動状況

令和2年10月から、15区画の募集を開始しています。設備投資アンケート調査などの結果に基づき、職員が本市の営業担当として誘致交渉を進めています。その結果、現在、工業団地は造成中ですが、8区画については申込済となっています。今後も、就労ニーズのある企業の誘致を進め早期分譲に努めていきます。



ほか、南海電鉄、和歌山県、本市で事業費を負担することとしています。橋本市は三者の負担比率に応じ、約25億円を出資する見込みです。橋本市の負担額については、市民の皆さんが収めた税金などを使うのではなく、企業誘致用地の分譲収入などを貯蓄してきた貯金（企業誘致対策基金）などを活用します。



▲造成工事が進む企業誘致用地

企業誘致で

地域経済の

活性化へ

現在、地域の活性化や自治体の税財政基盤の強化につながる企業誘致施策に全国の自治体を取り組んでいます。そのような中で、本市も立地の良さなどの利点を今まで以上に企業へアピールし、あやの台北部用地の残り区画を早期に分譲できるように今後も、引き続き、企業誘致活動を積極的に取り組んでいきます。また、地域経済の活性化のために、誘致企業と市内企業のマッチングについても力を入れていきます。

奨励金制度や税優遇制度をご利用ください

市が実施している企業立地促進奨励金制度には、「工場等立地奨励金」、「特定物流施設立地奨励金」、「オフィス・研究施設経営支援奨励金」などがあります。既に操業中の市内企業が新たに土地や既存建物を取得（購入または賃借）し、対象施設を新設、増設、移設する際に該当する場合があります。

また、奨励金制度とは別に、機械装置などの設備投資を行う際に、半島振興法や中小企業等経営強化法に基づく税優遇制度（不均一課税・課税免除）を活用できる場合があります。

詳しくは、市ホームページ（下の二次元コード）を確認していただくか、企業誘致室までお問い合わせください。



●問い合わせ
企業誘致室 ☎333-11211

